

第三条 交付金は、一種交付金及び二種交付金とする。

2 一種交付金は、次に掲げる事項の市町村間における格差を勘案して、知事の定めるところにより交付する。

一 法第七十条第一項第一号に規定する一般被保険者（以下「一般被保険者」という。）に係る所得及び一般被保険者の数並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九条第二号に規定する被保険者に係る所得及び当該被保険者の数

二 次に掲げる額の合算額

イ 一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額並びに老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療費拠出金の納付に要する費用の額から法第七十条第二項第二号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額の合算額

ロ 介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用の額

3 二種交付金は、市町村における国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業の実施状況等を勘案して、知事の定めるところにより交付する。

（一種交付金及び二種交付金の総額）

第四条 一種交付金の総額は、第二条に規定する交付金の総額の七分の六に相当する額とする。

2 二種交付金の総額は、第二条に規定する交付金の総額の七分の一に相当する額とする。

3 一種交付金の総額が、前条第二項の規定により各市町村に対して交付すべき額の合計額を超えるときは、その超過額は、二種交付金の総額に加算し、同項の規定により各市町村に対して交付すべき額の合計額に満たないときは、

その不足額は、二種交付金の総額を減額してこれに充てるものとする。

（返還）

第五条 知事は、交付金の交付を受けた市町村が、偽りその他不正な手段により交付を受けたとき、又は交付の目的以外に使用したときは、当該市町村に対する交付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（補則）

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成十七年度分の交付金から適用する。

（経過措置）

2 平成十七年度における第二条の規定による交付金の総額については、同条の規定にかかわらず、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十五号。以下「改正法」という。）附則第三条第五項に規定する額とする。

3 平成十七年度における一種交付金の総額は、第四条第一項の規定にかかわらず、前項に規定する交付金の総額の五分の四に相当する額とする。

4 平成十七年度における二種交付金の総額は、第四条第二項の規定にかかわらず、附則第二項に規定する交付金の総額の五分の一に相当する額とする。

5 平成十八年度における第二条の規定による交付金の総額については、同条の規定にかかわらず、改正法附則第四条第五項に規定する額とする。

6 平成十九年度における第二条の規定による交付金の総額については、同条の規定にかかわらず、改正法附則第五条第四項に規定する額とする。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年十月六日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷



R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています